

【就労継続支援 A 型事業所 ブリエ十文字】 利用料金について

利用料金は、次表のとおりです。

	利用 1 日あたりの金額
利 用 料	4, 6 8 0 円
利用者負担額	4 6 8 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算	150 円	左記の 1 割	生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用 1 日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算 (I)	5.7%加算	所定単位の 5.7%加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全て及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1.7%加算	所定単位の 1.7%加算	労働環境の整備のより一層の促進、職員の資質向上やキャリアアップの仕組みの構築等の要件を満たす場合

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初期加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
訪問支援特別加算	1870円 または 2800円	左記の1割	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。月2回まで加算されます。
欠席時対応加算	940円	左記の1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
食事提供体制加算	300円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1日につき加算されます。
送迎加算Ⅱ	100円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
施設外就労加算	1000円	左記の1割	一定の基準を満たし、利用者が企業内等で作業を行った場合、1日につき加算されます。

6 その他の費用について

内容	料金
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用 昼食時間 12:20～13:20	基本的に持参していただきます。 ご希望により下記料金で注文可。 昼食：1食につき 400円 (うち食材料費 190円)
送迎サービスの提供に係る費用	事業所から5キロメートル未満 1回(片道)につき 100円
	事業所から5キロメートル以上 1回(片道)につき 200円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

入浴に関わる光熱水費 (作業後ご希望に応じ、施設内の個浴もしくは特浴で 入浴可能です。)	150円/回
各種書類(サービス提供記録)などの複写代	10円/枚